

経 済 要 録

国 内

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は4月19日、公定歩合を0.5%引下げること
を決定し、21日から実施した。その内容は以下のとおり。

日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|--|------|------|
| 商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業手形 に準ずる手形を担保とする貸付利 子歩合 | 3.5 | 4.0 |
| その他のものを担保とする貸付利 子歩合 | 3.75 | 4.25 |

◇付利自由の大口定期預金の最低預入金額引下げならび にMMC、CDの期間延長および発行枠拡大等について

4月1日以降一連の金融自由化措置が実施された。そ
れらの内容は以下のとおり。

(短期金融市場関係)

1. 付利自由の大口定期預金の最低預入金額を現行の
「10億円」から「5億円」に引下げる。
2. MMCの期間を現行の「1か月以上6か月以下」か
ら「1か月以上1年以下」に延長するとともに、発行枠
を現行の「自己資本の150%」から「自己資本の200%」
に拡大する。
3. CDの期間を現行の「1か月以上6か月以内」から
「1か月以上1年以内」に延長するとともに、発行枠を
現行の「自己資本の150%」から「自己資本の200%」に
拡大する。

(銀行・証券業務関係)

1. 証券会社による円建BA(銀行引受手形)の流通取扱
いを認可する。

2. 銀行の国債売却制限を(1)、(2)のとおり緩和し、4月
債より適用する。

(1) 投資勘定保有分国債については、その売却制限期間
を従来の発行日以降「100日間」から「40日間」に短
縮する。

(2) 商品勘定保有分国債については、その売却制限期間
を従来の発行日以降「40日間」から「10日間」に短縮
する。

(ユーロ円関係)

1. ユーロ円債、円建外債の発行規制を(1)~(4)のとおり
緩和する。

(1) 格付け機関として新たに国内3社を追加する。

(2) 非居住者ユーロ円債、円建外債(公募・民間債)の適
債規準を緩和し、A格以上は自由に起債できるものと
する。

(3) ユーロ円債(デュアルカレンシー債ないしそれに類
似するものを除く)の国内還流制限期間を従来の「180
日間」から「90日間」に短縮する。

(4) 居住者ユーロ円債についてFRN、カレンシーコン
バージョン債の発行を認める。

2. ユーロ円CDの期間を従来の「6か月以内」から
「1年以内」に延長する。

◇「国際協調のための経済構造調整研究会」の報告書に ついて

中曽根首相の私的諮問機関「国際協調のための経済構
造調整研究会」(座長、前川前日銀総裁)は4月7日、報
告書をまとめ首相に提出した。報告書の骨子は以下のと
おり。

1. 基本認識

(1) 従来の経済政策や国民生活のあり方を歴史的に転換
させるべき時期を迎えている。

(2) わが国の大幅な経常収支不均衡の継続は、危機的状
況であると認識する必要がある。

(3) 経常収支不均衡を着実に縮小させることを中期的な
国民的政策目標とし、国際協調型経済構造への変革を

図るべきである。

2. 提 言

- (1) 内需主導型の経済成長への転換を図るため、住宅対策、都市再開発事業、地方における社会資本整備の推進、消費生活の充実のための減税等を行う。
- (2) 国際的に調和のとれた産業構造への転換を目ざし、国内の産業調整、直接投資、構造改善等国際化時代にふさわしい産業政策を推進する。
- (3) 市場アクセスの一層の改善を図るとともに、製品輸入、海外投資の促進を図る。
- (4) 国際的協調による国際通貨価値の安定を図る。
- (5) 金融・資本取引の自由化をさらに推進し、とくに立ち遅れた運用面の国際化を図る。
- (6) 途上国からの輸入拡大、累積債務問題への対応、経済・技術協力、科学技術・文化面での国際交流を促進するとともに、新ラウンドを積極的に推進して国際経済に貢献する。
- (7) 財政政策の運営にあたっては、赤字国債依存体質からの早期脱却という財政の基本路線を維持しつつ機動的な対応を図る。とくに、税制については貯蓄優遇税制の廃止を含め抜本的に見直す。
- (8) 金融政策の運営にあたっては、内外通貨価値の安定を確保しつつ、内需主導型経済の実現に向け機動的に運営する。

◇総合経済対策について

政府は4月8日、経済対策閣僚会議を開催し、「総合経済対策」を決定した。これは、インフレの鎮静化、高水準の輸出、急速な円高といった経済情勢の中で内需を中心とした景気の維持・拡大を図り、これにより世界経済にも好ましい影響を及ぼすことを目指すものである。その骨子は以下のとおり。

1. 金融政策の機動的運営

内外経済動向および国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図る。

2. 公共事業等の施行促進

61年度の公共事業等については、上半期における契約済み額の割合が過去最高を上回ることを目指す。

3. 円高および原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等

電力・ガス料金、国際通信料金の引下げ等を実施する。

4. 規制緩和による市街地再開発の促進等

第1種住居専用地域の第2種住居専用地域への指定替え、開発許可基準の見直し等による市街地再開発・新市街地開発の促進を図る。

5. 住宅建設、民間設備投資等の促進

住宅金融公庫の融資条件改善や住宅取得促進税制の創設、電気事業・電気通信事業等の設備投資の追加、公共事業分野における民間活力の活用等を促進する。

6. 中小企業対策等の推進

中小企業の資金調達円滑化、円高の影響の不当な転嫁の防止等を図る。

7. 国際社会への貢献

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ、3月17日発行分から実施した(3月14日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|-----------|-------|-------|
| 割 引 歩 合 | 3.875 | 4.375 |
| 応 募 者 利 回 | 3.899 | 4.406 |

◇短期貸出標準金利等の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出標準金利等を次のとおり引下げ、3月31日から実施した(3月11日発表)。

短 期 貸 出 金 利

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|--------------------------|------|------|
| 信用度の特に高い手形の割引および貸付(標準金利) | 4.5 | 5.0 |
| その他の手形の割引ならびに貸付 | 6.25 | 6.75 |
| 当 座 貸 越 | 7.25 | 7.75 |

◇長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、4月債より実施した(長期国債は4月7日、政府保証債、公募地方債は4月16日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|-------|----------|--------|-------|
| 長期国債 | 表面利率(%) | 5.1 | 5.7 |
| | 発行価格(円) | 100.00 | 99.50 |
| | 応募者利回(%) | 5.100 | 5.778 |
| 政府保証債 | 表面利率(%) | 5.3 | 5.8 |
| | 発行価格(円) | 99.50 | 99.00 |
| | 応募者利回(%) | 5.376 | 5.959 |
| 公募地方債 | 表面利率(%) | 5.3 | 5.8 |
| | 発行価格(円) | 99.50 | 99.00 |
| | 応募者利回(%) | 5.376 | 5.959 |

◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し4月債から実施した(4月16日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|-------|----------|-------|-------|
| 12年もの | 表面利率(%) | 5.5 | 6.0 |
| | 発行価格(円) | 99.75 | 99.25 |
| | 応募者利回(%) | 5.534 | 6.108 |

◇金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(3月28日発表)。

利付金融債の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|------|----------|--------|--------|
| 5年もの | 表面利率(%) | 5.5 | 6.0 |
| | 発行価格(円) | 100.00 | 100.00 |
| | 応募者利回(%) | 5.500 | 6.000 |
| 3年もの | 表面利率(%) | 5.3 | 5.8 |
| | 発行価格(円) | 100.00 | 100.00 |
| | 応募者利回(%) | 5.300 | 5.800 |

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、4月6日以降募集分から実施した(3月27日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|------|--------|------|------|
| 契約期間 | 5年ものもの | 5.52 | 6.02 |

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、4月6日以降受託分から実施した(3月27日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|------|---------|------|------|
| 契約期間 | 5年以上のもの | 5.38 | 5.88 |

◇長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、3月28日より実施した(3月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|-----------|--|-----|-----|
| 長期貸出最優遇金利 | | 6.4 | 6.9 |

◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、3月28日から実施した(公営公庫は3月25日から実施)。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|-----------------------------|------|------|-----|
| 日本開発銀行 | } | 6.4 | 6.9 |
| 北海道東北開発公庫 | | | |
| 中小企業金融公庫 | | | |
| 国民金融公庫 | | | |
| 環境衛生金融公庫 | | | |
| 公営企業金融公庫 | 6.60 | 6.65 | |
| 商工組合中央金庫 (組合員貸し、1年超3年以内) | | 6.4 | 6.9 |

◇住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行等は、住宅ローン金利

を次のとおり引下げ、固定金利型については4月21日以降新規貸付分から、変動金利型については4月14日以降新規貸付分からそれぞれ実施した。

住 宅 ロ ー ン 金 利

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|-----------|------|------|
| 固 定 金 利 型 | 7.02 | 7.32 |
| 変 動 金 利 型 | 6.4 | 6.9 |